

171-参-本会議-33号 平成21年06月26日

※参議院本会議での法律案趣旨説明

○議長（江田五月君）

日程第一 児童扶養手当法の一部を改正する法律案（島田智哉子君外八名発議）

日程第二 生活保護法の一部を改正する法律案（中村哲治君外八名発議）

以上両案を一括して議題といたします。

まず、委員長長の報告を求めます。厚生労働委員長辻泰弘君。

○辻泰弘君 ただいま議題となりました両法律案につきまして、厚生労働委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、児童扶養手当法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本法律案は、近年の規制緩和の流れを背景とした非正規雇用の増加と経済情勢の急激な悪化に伴い、生活に困窮する父子家庭が増大を続けている中で、本来、収入の低い一人親家庭に対する支援は、男女の別を問わず必要であるにもかかわらず、現行の児童扶養手当制度の対象が母子家庭等に限定され、父子家庭が対象外とされていることにより、父子家庭に対する必要な経済的支援がなされないままに放置されている現状にかんがみ、当分の間、父子家庭に対しても、児童扶養手当に相当する給付を行おうとするものであります。

委員会におきましては、父子家庭が児童扶養手当の対象外とされてきた経緯及び理由、父子家庭に対して児童扶養手当に相当する給付を行う必要性、父子家庭に対する給付を附則に規定する理由、児童扶養手当の一部支給停止措置を廃止する必要性、児童扶養手当の受給申請時における手続、運用を見直す必要性、本法律案施行に要する経費及びその財源確保策、日本の子供の貧困率がOECD加盟国の平均より高い理由等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終局し、国会法第五十七条の三の規定に基づいて内閣から意見を聴取いたしましたところ、政府としては反対である旨の意見が述べられました。

次いで、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、生活保護法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本法律案は、生活保護を受ける一人親世帯に対する母子加算が、平成十七年度から段階的に削減され、本年四月に完全に廃止されたことにより、母子世帯等の養育者が生活に困窮している現状にかんがみ、母子世帯等の養育者に対する母子加算を復活させるため、平成二十一年十月以降、当分の間、生活保護法による保護の基準において、母子加算が完全に支給されていた平成十六年度以前における制度に則した加算を行うよう必要な措置を講ずるものであります。

委員会におきましては、母子加算が廃止された経緯、理由とその評価、最低生活費における母子加算の位置付け、生活保護制度の在り方に関する専門委員会における審議の経過と内容、母子加算廃止の根拠とされた一般母子世帯と生活保護受給母子世帯の消費水準比較における基礎データ等の適格性、母子加算を復活させる法律案を提出した理由、本法律案施行に要する経費及びその財源確保策、党首討論における母子加算廃止に関する麻生内閣総理大臣の発言の妥当性、生活保護を受給する母子世帯等に対する支援を拡充する必要性等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終局し、国会法第五十七条の三の規定に基づいて内閣から意見を聴取いたしましたところ、政府としては反対である旨の意見が述べられました。

次いで、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長（江田五月君） これより両案を一括して採決いたします。

両案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長（江田五月君） 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長（江田五月君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数 百三十

賛成 百三十

反対 ○

よって、両案は全会一致をもって可決されました。(拍手)